

市県民税特集

No. 4

市民と語る会等で市民の皆さんからのご要望により、昨年11月から「市県民税特集」として、そのあらましや申告のしかたなどについてお伝えしてきましたが、今月号では税に関する各種相談のなかで最も多いケースを問答形式でお伝えします。この特集は第4回目の今月号を最後に終らせていただきます。

◆年の中途中で引越した場合の 市民税の納付方法は?

〔問〕わたしは55年1月20日にB市から大館市に引越してきましたが、55年度の市民税はどうなめることになるでしょうか?
〔答〕55年1月1日現在、あなたの住所はB市にあったのですから、その後に大館市に引越してきたとしても、55年度分の市民税はB市に納めることになります。

◆昨年亡くなった方の 昭和55年度の市民税は?

〔問〕わたしの夫は昨年9月に死亡しましたが、9月までに夫が得た所得に対する市民税は課税されるでしょうか?

〔答〕市民税は、その年の1月1日現在で住所のある人に対して課税されることになっています。したがって昨年中に死亡された人に対しては、55年度の市民税は課税されません。

◆住民基本台帳を移して いない場合の納税先は?

〔問〕わたしは54年2月にA市から大館市へ引越しましたが、住民票を移さずに現在に至っています。55年度の市民税はどうなめることになりますか?
〔答〕1月1日現在住民基本台帳に記録されている市町村で課税され、納することになっています。しかし、住民基本台帳に記録されていても、実際に1月1日現在住んでいる市町村が課税することされていますので、あなたの場合のように大館市の住民基本

<標準世帯(夫婦と子供2人)の課税最低限給与所得者の場合の具体例>

設 例	家族構成 住 所	夫婦と子供2人(妻子は所得なし)
	大館市	
給与所得者	給与 給与所得控除額 健康保険支払額	1,490,000円 596,000円 74,000円
所得金額	(給与-給与所得控除額)	1,490,000円-596,000円=894,000円……④
所得控除	{ 社会保険料 扶養控除(20万×2) 基礎控除 }	74,000円 210,000円 400,000円 210,000円 894,000円……⑤
課税所得金額	(④-⑤)	894,000円-894,000円=0……⑥
(均等割)	市民税 県民税	1,200円 300円 } 1,500円……⑦
(市県民税額)	(⑥+⑦)	所得割0円+均等割1,500円=1,500円

台帳に記録されていないが、実際には大館市に住んでおれば、55年度市民税は大館市に納めることになります。

◆課税最低限とは?

〔問〕新聞などでよく「課税最低限は何万円」という言葉がでてますが、この課税最低限とはどういうことですか?
〔答〕課税最低限とは、所得控除の適用によって納税者の収入や所得が、どの程度であれば税金がかからないという一応の目安です。そこで、基礎控除、配偶者控除、扶養控除や社会保険料控除だけが差し引かれる人の場合を例にとって、55年度の市民税所得割がかかるない收入の限度を計算してみますと次のようになります。

家族構成	収入額(課税最低限)
独身の場合	74万7千円
夫婦だけの場合	96万8千円
夫婦と子供1人	117万8千円
夫婦と子供2人	149万円

◆退職した翌年も市民税の 納税通知書がきたが?

〔問〕わたしは退職した年に退職金から市民税を天引きされました、翌年に納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょう。

〔答〕退職者が受けた退職所得に対する市民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者を通じて市に納入されますが、退職所得以外の所得に対する市民税は、その翌年に課税され、納めてもらうことになります。あなたの場合は、退職された年の退職時までの給与などに対する市民税の納税通知書が送られたものです。

◆給与以外の所得が20万円以下の場合の市民税の申告は?

〔問〕わたしは、勤務のかたわら内職をし、その所得が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市民税の

国税だより

★所得税・贈与税の
申告が始まります。

贈与税の申告は2月1日から、所得税の確定申告は2月16日から、それを受け付けが始まります。申告期限はどちらも3月15日です。

税金の還付を受けるための確定申告は2月16日以前でも受け付けています。
<所得税の確定申告と納税>

確定申告を必要とする人
・事業をしている人や土地を売った人など、54年中の所得の合計額が、基礎控除などの所得控除の合計額よりも多い人

・サラリーマンで2ヵ所以上から給与を受けていたり人や給与以外の所得が20万円を超える人

所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日ですが、一度に納められない人のための分納方法もあります。

<確定申告すれば税金がもらえる人>

- 1 サラリーマンで離・損控除、医療費控除、住宅取得控除が受けられる人
- 2 年の中途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった人
- 3 特定の寄付金を支出した人
- 4 予定納税をしていたが、ある事由で所得が前年より大幅に減った人

<贈与税の申告と納税>

贈与税は、54年中にもらった財産の価額の合計が60万円以下の場合は申告は不要ですが、60万円を超える人は申告が必要です。また、贈与税の納期限は3月15日ですが、税額が5万円を超える場合は、5年以内の年賦による延納方法があります。

※ 申告に必要な書類や詳しいことについては、お気軽に税務署(42-671)へお尋ねください。

昭和55年度市県民税申告

各地区で申告相談会場を開設します

申告の際には、広報11月号から今月号までの4回にわたってお伝えしている「市県民税特集」を参照し、必要な書類等を持参のうえ、正しい申告をするようにしてください。

期日	受付相談区域	場所	期日	受付相談区域	場所	期日	受付相談区域	場所
2/4午前 (月)	松原、長走、陣場、日景温泉 岩本、清水川	矢立 公民館	14日 (木)	午前 小館花、萩野台全区	上川沿 公民館	27日 (水)	下村、町、館 小坪川原、高村、中台	二井田 公民館
5日 (火)	午前 午後 白沢全区		15日 (金)	午前 板子石	28日 (木)	上・下四羽出、下川原 本宮、前田、杉沢、大子内		
6日 (水)	午前 午後 本郷上、繁沢 本郷下、土目内		16日 (土)	午前 向羽立、獅子ヶ森全区	横崎 公民館	29日 (金)	横崎 高戸谷、赤石	真中 公民館
7日 (木)	午前 午後 十三森、大森、神山、姥沢 十三森、櫻町全区、稻荷沢		18日 (月)	午前 大通、中通、上通、松峰		3月 午前 1日 (火)	坂沢、小袴 大坡、出川、下川原	
8日 (金)	午前 午後 午前 午後 泉田、櫻町全区、稻荷沢 大森、大森地 柏田全区、花岡団地、神山 社宅、前田全区、長森団地 白根山団地、泉田団地		19日 (火)	午前 商入留、日鉄全区二ツ森	大倉団地	3日 (月)	午前 片山全区、根下戸新町 午後 餅田全区、餅田団地	中央 公民館
9日 (土)	午前 午後 茂内屋敷、籠谷、石淵 二ツ屋、芋ヶ岱 雪沢、大明神、新沢 赤沢、黒沢、水沢	長木 公民館	20日 (水)	午前 川口1区、2区、3区 午後 川口4区、5区、6区	下川沿 公民館	4日 (火)	午前 午後 八坂町 南ヶ丘、たつみ町、緑ヶ丘 雇用促進住宅、美園町	(第1学 習室)
11日 (月)	午前 午後 芦田子、才ノ神、東二ツ屋 官袋	雪沢分館	21日 (木)	午前 立花、西大館 午後 横岩、大道下、赤石沢、鳴滝、山田渡		5日 (火)	午後 全日 旧市内地区(封筒に日時) 13日 (月)	
12日 (火)	午前 午後 代野 茂大内、小茂内	長木 公民館	22日 (金)	午前 大滝1区、道日木 午後 大滝2区、平内	十二所 公民館	14日 (火)	午後 これまでの相談に相談できなかった方	
13日 (水)	午前 午後 中山、沢山、羽立 金谷、鈎鈎	上川沿 公民館	23日 (土)	午前 輕井沢、浦山 午後 別所		15日 (火)	午後 ○軽自動車(農耕用トラクター・コンバイン)を購入し、まだ未登録でナンバープレートを取り付けていない方は、各会場で登録を受け付けますのでお申し出ください。	

○各申告会場では、保健婦さんによる血圧測定と